

令和4年 下呂市農業委員会第5回総会議事録

開催日時 令和4年5月9日 14:00～15:00

開催場所 下呂総合庁舎 5階 大会議室

出席委員

1 番 山下康子	2 番 上野耕正	3 番 大森公治(推)
5 番 嶋田浩	6 番 熊崎みどり	9 番 中川輝男(推)
10 番 田中覚章(推)	11 番 二村昭司	12 番 小林寿
13 番 川口太三(推)	14 番 鎌倉誠也	15 番 細江忠光
16 番 中島尊治	17 番 松嶋光秋(推)	18 番 熊崎博(推)
19 番 中島次郎(推)	20 番 二村正明(推)	21 番 金森茂俊
22 番 高木康則	24 番 日下部道男(推)	25 番 井戸克彦(推)
26 番 佐古正昭(推)		

欠席委員

4 番 中川元宏	7 番 中島義彦	8 番 林忠和(推)
23 番 佐古健		

議事日程

第1 会長あいさつ
 第2 議事録署名者
 第3 議事
 議事 22 号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議事 23 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
 議事 24 号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議事 25 号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議事 26 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について
 第4 その他

事務局長 開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数11名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。
 ただ今から第5回農業委員会を開催いたします。

会 長 【会長あいさつ】

会 長 それでは只今から審議に入らせていただきます。
 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。
 11 番 二村昭司 委員
 12 番 小林寿 委員 をお願いいたします。

会 長 議題第22号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
 議案の2ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請4件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第23号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の7～8ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

5番 1番は事業の拡張で、今既に一部は駐車場として使っています。

21番 国道すじか？

5番 線路と川の間です。踏切があれば奥の農地も有効に使えるけれど現状では踏切がなく、申請者の土地を横切らないと奥の農地に入れない。使いづらい農地です。

会 長 そのほかご意見はございますか？

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地転用許可後の事業計画変更承認申請2件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第24号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の4～6ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

5番 ほとんどが追認。

21番 6番については、だいぶ昔からだね。

事務局 最近の転用については、特に住宅については融資等の関係もあり無断転用というものはありませんが、昔は土地の地目の感覚がなく転用している事案があったと考えられます。もし最近で農地を造成するなどの現場を発見した場合はまた調査等をしていきますので情報提供してください。

会 長 そのほかご意見はございますか？

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請6件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第25号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の9～13ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請14件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について別紙のとおり配分計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

【事務局説明】

会 長 ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

21番 何を栽培しているのか。

事務局 トマトのハウスです。

会 長 そのほかご意見はございますか？

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第27号 農業委員会事務の実施状況等の公表について意見を決定したく提案いたします。市担当者説明をお願いします。

【事務局説明】

会 長 ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

5番 長期目標が高すぎて、こんな数値は到底無理だね。

事務局 正直なところ、平場の大規模農家がいるような地域でないとこの目標は難しいと思いますが、目標の設定方法を細かく指定されているので仕方ありません。我々は現状できることから精いっぱいやるのみですので、まずは今年度の目標をクリアしていくことを考えていきたいと思います。

会 長 そのほかご意見はございますか？

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。
農業委員会事務の実施状況等の公表について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 以上で本日の案件について審議を終了しますが、その他何かありましたらご意見伺います。

会 長 以上をもちまして、第5回 下呂市農業委員会を閉会します。

15時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

※新型コロナウイルス感染防止策として時間を短縮するため、議案読み上げおよび委員説明を省略した。委員には事前に説明資料を配布しており、当日は質疑応答のみとした。本議事録に配布資料を添付する。

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番

第5回 下呂市農業委員会総会 申請内容説明

総会では、コロナウィルス対策として時間を短縮して開催するため、その場での読み上げは行いません。

議案、申請書をよく読み、意見質問がある場合のみ当日発言ください。また内容に誤りがある場合は前日までにご連絡をお願いします。

(農地法第3条)

事務局説明		担当委員説明	
<p>議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、有償による所有権移転が2件、無償による所有権移転が2件提出されています。</p>			
1	<p>番号1については、農振農用地です。 譲渡人は、申請地を相続したが耕作できないため譲渡したいものであり、認定農業者である譲受人は、申請地を譲り受け農業に励むものです。 譲受人の取得後の耕作面積は、108.61aとなります。</p>	1番 山下康子	<p>3条1番について説明します。場所は、小坂町大島です。****から大島谷を2.5kmほど登った山の中の農地です。 譲渡人は申請地を相続しましたが耕作ができないため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け、牧草地として利用したい計画です。 農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
2	<p>番号2については、農振農用地外です。 譲渡人は農地の有効活用を図るため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 譲受人はの耕作面積は32.92aとなります。</p>	2番 上野耕正	<p>3条2番について説明します。場所は小坂町大洞で、****を通り過ぎ、新深瀬橋を渡って500mほどの場所です。 申請地はこれまで譲渡人の祖父の時代から、譲受人の祖父へ耕作を依頼していた畑で、この度正式に所有権を移転し、譲受人が農業に励むものです。 農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
3	<p>番号3については、農振農用地外です。 申請地は農地の有効利用を図るため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け、農業に励むものです。 譲受人の取得後の耕作面積は、57.93aとなります。</p>	17番 松嶋光秋	<p>3条3番について説明します。場所は夏焼で、県道下呂白川線から****の奥、夏焼大橋を渡った対岸の農地です。 申請地はこれまで申請者の父の世代より、農地の有効利用を図るため口頭契約にて譲受人が耕作してきましたが、世代交代や農業の機械化への依存度が高まってきたなかで農地を正式に譲り受けることとなり、申請に至りました。 農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
4	<p>番号4については、農振農用地です。 譲渡人は、遠方に居住しており耕作ができないため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け、農業に励むものです。 譲受人の取得後の耕作面積は32.61aとなります。</p>	17番 松嶋光秋	<p>3条4番について説明します。場所は夏焼で、県道下呂白川線沿い、****のある集落の下呂側からの入り口付近の農地です。 譲渡人は亡き父より農地を相続しましたが遠方により耕作ができないため譲渡を希望しております。譲受人は譲渡人の従兄弟であります。先代の頃から申請地の管理を任されていたことから、この度正式に譲り受け、農業に励むものです。 農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>以上、農地第3条申請について審議をお願い致します。</p>			

(事業計画変更)

事務局説明	
	議案第23号 農地転用許可後の事業計画変更申請について説明させていただきます。 今回の申請内容については、工鉱業用地の事業目的変更が1件、一般個人住宅の所有権移転を伴う変更が1件です。面積については、田2,798㎡です。
1	番号1については申請地を自動車部品工場の資材置場・駐車場として利用する計画でしたが、需要増加に伴い工場を増築の必要があり、工場建設として事業目的を変更したいため承認を求めます。 なお、当初は平成30年10月31日付岐阜県指令下農林第912号-2および平成31年1月31日付岐阜県指令下農林第1283号-4で、資材置場・駐車場として5条許可を得ていました。
2	番号2については申請地を一般個人住宅として利用する計画でしたが、転用事業者が許可後に結婚し市外へ転出してしまったため、承継者が改めて一般個人住宅として利用したいため承認を求めます。 所有権移転を伴うため、同時に5条申請も提出されていますので後程審議をお願いいたします。(詳細:5条の5) 農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地も無いため、問題は無いと思われれます。 なお、当初は平成16年7月29日付岐阜県指令飛農商第1164号で、一般個人住宅として5条許可を得ていました。
	以上、農地転用許可後の事業計画変更申請2件について審議をお願い致します。

(農地法第4条)

事務局説明		担当委員説明	
	議案第24号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が4件、道路への転用が1件、貸駐車場への転用が1件の計6件、面積については田542.29㎡、畑2403.91㎡、計2946.20㎡です。		
1	番号1については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めます。 農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから問題はないと思われれます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。		

2	<p>番号2については、申請地を一般個人住宅の物置・進入路として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請人所有のものであることから問題は無いと思われます。</p> <p>なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	<p>11番 二村昭司</p>	<p>4条2番について説明します。申請地は馬瀬名丸で、****の入り口付近です。申請者は土地所有者の相続人ですが、まだ相続手続きが未了であるため代表相続人として申請が提出されています。現地は既に住宅への入り口として使用されています。農地を一部分筆し、必要分のみの転用です。また、始末書が添付されています。</p> <p>隣接する農地は申請認所有のものであることから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
3	<p>番号3については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請人所有のものであることから問題は無いと思われます。</p> <p>なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	<p>13番 川口太三</p>	<p>4条3番について説明します。申請地は馬瀬数河で****の向かいの橋を渡り、北部研修センターを過ぎた付近です。</p> <p>申請地は昭和の時代から車庫・物置として使用されており、平成に入って住宅の増築がなされ、申請地は宅地として使用されています。そのため始末書が添付されています。</p> <p>隣接する農地は申請者のものであることから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
4	<p>番号4については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の承諾は得られていることから問題は無いと思われます。</p> <p>なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	<p>16番 中島尊治</p>	<p>4条4番について説明します。申請地は御厩野で、****の一段上の農地です。申請地にはもともと農作業小屋があり、農地および自宅への乗り入れとして一部を利用していましたが、農作業小屋を取り壊して車庫を建設しており、その後自宅を増築した際、申請地が農地であることに気づき転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地の承諾は得られていることから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
5	<p>番号5については、申請地道路として使用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、都市計画区域における用途地域内であることから、第3種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地もないことから問題は無いと思われます。</p> <p>なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	<p>20番 二村正明</p>	<p>4条5番について説明します。申請地は森で、下呂市市民会館の六ツ見橋側の入り口付近です。</p> <p>申請地は市民会館や下呂福祉会館の駐車場への入り口として通行されており、既に舗装されていることから始末書が添付されています。</p> <p>隣接する農地もないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>

6	<p>番号6については、申請地を貸駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の承諾は得られていることから問題は無いと思われます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	26番 佐古正昭	<p>4条6番について説明します。申請地は金山町金山で、市民病院から県道を北上した、****の向かい付近です。 申請者の亡き父親の頃から駐車場として貸しており、相続を受けた娘が農地であることに気づき申請したものであるため、始末書が添付されています。 隣接する農地の承諾は得られていることから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
以上、農地第4条申請について審議をお願い致します。			

(農地法第5条)

事務局説明		担当委員説明	
<p>議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が7件、工鉦業用地が6件、その他1件の計14件。面積については田2,471㎡、畑1,976㎡です。</p>			
1	<p>番号1については、申請地を譲り受け工鉦業用の資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、半径300m以内にJR上呂駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	5番 嶋田浩	<p>5条1番について説明します。申請地は萩原町上呂で、上呂駅の裏手集落の一番南の農地です。 譲受人は市内で土建業を営んでおり、申請地を資材置場として使用したいため転用許可を求めるものであります。申請地は傾斜のある狭小地で、既に造成されていることから始末書が添付されています。 隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。</p>
2	<p>番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の承諾は得られていることから問題は無いと思われます。</p>	6番 熊崎みどり	<p>5条2番について説明します。申請地は萩原町尾崎で、宮萩原線沿い、出店橋を渡ったすぐの場所です。 譲渡人は高齢のため耕作が難しく、譲受人は現在市営住宅に居住しており、家族が増えて手狭になったため居宅を建築したいと考え転用許可を求めるものであります。 近接する農地の承諾は得られていることから、問題は無いと思われます。</p>
3	<p>番号3については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから問題は無いと思われます。</p>	6番 熊崎みどり	<p>5条3番について説明します。申請地は萩原町四美で、跨線橋を超えて****に向かう右側にある住宅の付近の農地です。 申請地に隣接する住宅を購入するにあたり、申請地を庭として使用したいため転用許可を求めるものであります。 隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。</p>

4	<p>番号4については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、半径300m以内にJR飛騨萩原駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。</p>	<p>9番 中川輝男</p>	<p>5条4番について説明します。申請地は萩原町上村で、JR飛騨萩原駅の裏手側付近の農地です。</p> <p>譲受人は現在アパートに居住していますが手狭となったため居宅の建築を希望し、申請地を一般個人住宅として利用したいため転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
5	<p>番号5については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地も無いため、問題は無いと思われます。</p> <p>なお、この申請は事業計画変更を伴うものであります。(詳細:事業計画変更2)</p>	<p>10番 田中覚章</p>	<p>5条5番について説明します。申請地は跡津で、****のあたりを山側に200mほど入った農地です。</p> <p>当初は今回の譲渡人がここへ住宅を建築する予定でしたが、結婚して市外に転出することとなり計画が完成できなかったため、承継人である譲受人が一般個人住宅を建築したいため転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
6	<p>番号6については、申請地を譲り受け、工鉦業用の資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地はないことから問題は無いと思われます。</p>	<p>10番 田中覚章</p>	<p>5条6番について説明します。申請地は萩原町西上田で、****から道なりに山へ入り、柿坂谷を超えて150mほどの場所です。</p> <p>令和3年に申請地の隣接地を資材置場として転用許可を得て利用していましたが手狭なため、隣接する申請地の転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地もないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
7	<p>番号7については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の倉庫・庭として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地はないことから問題は無いと思われます。</p> <p>なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	<p>12番 小林寿</p>	<p>5条7番について説明します。申請地は馬瀬中切で、旧馬瀬中学校へ登る坂の途中にある農地です。</p> <p>譲渡人は現在県外に居住しており管理ができないため、譲受人は申請地を譲り受け、一般個人住宅の倉庫・庭として使用したいため転用許可を求めるものであります。現地は既に宅地化されており、経緯につきましては始末書が添付されております。</p> <p>隣接する農地もないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
8	<p>番号8については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の進入路として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地は申請者のものであることから問題は無いと思われます。</p> <p>なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	<p>15番 細江忠光</p>	<p>5条8番について説明します。申請地は門和佐で、県道下呂白川線を白川町方面へ進んだ最後の住宅付近です。</p> <p>申請地は譲受人の自宅に乗り入れるために必要な部分であったことから、譲受人の先々代の時代に所有者の同意を得て進入路として使用していたとのことで、始末書が添付されています。</p> <p>隣接する農地は申請者のものであることから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>

9	<p>番号9については、申請地を譲り受け、宅地および資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地はないことから問題は無いと思われます。</p> <p>なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	<p>16番 中島尊治</p>	<p>5条9番について説明します。申請地は野尻で、旧道沿い****のすぐ近くの農地です。</p> <p>譲渡人は申請地付近で土木会社を営んでおり、手狭なため宅地および資材置場として利用できる土地を探していたことから、申請地を交換にて取得したいため転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地もないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
10	<p>番号10については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の車庫・倉庫として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地は申請者のものであることから問題は無いと思われます。</p> <p>なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	<p>16番 中島尊治</p>	<p>5条10番について説明します。申請地は5条の9の旧道を挟んだ向かい側です。</p> <p>譲受人は自宅が手狭であり車庫・倉庫を作る場所を探していたことから、申請地を一般個人住宅として転用許可を求めるものであります。なお、この土地は5条の9と交換を予定しています。現地は既に宅地化していることから始末書が添付されています。</p> <p>隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。</p>
11	<p>番号11については、申請地を譲り受け、公民館の駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の承諾は得られていることから問題は無いと思われます。</p>	<p>16番 中島尊治</p>	<p>5条11番について説明します。申請地は御厩野で、御厩野公民館駐車場の隣の農地です。</p> <p>譲受人は公民館および芝居小屋の駐車場が手狭であることから、申請地を譲り受け、駐車場として転用許可を求めるものであります。</p> <p>近接する農地の承諾は得られていることから、問題は無いと思われます。</p>
12	<p>番号12については、申請地を譲り受け、工鋳業用の資材置場・駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地はないことから問題は無いと思われます。</p> <p>なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	<p>19番 中島次郎</p>	<p>5条12番について説明します。申請地は乗政で、*****の下、****の向かいの農地です。</p> <p>申請地の隣で工場を営むにあたり駐車場・資材置き場が足りなかつたため所有者の同意の上で駐車場の整備を行った後、測量を行ったところ農地であることに気づき、転用許可を求めるものであります。そのため始末書が添付されています。</p> <p>近接する農地の同意は得られており、問題は無いと思われます。</p>

13	<p>番号13については、申請地を借り受け、工鉦業用の車庫として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、都市計画区域における用途地域内であることから、第3種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地はないことから問題は無いと思われま。</p> <p>なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	20番 二村 正明	<p>5条13番について説明します。申請地は三原で、***の奥、川側の農地です。借受人は十数年前から申請地を借り受けて車庫として利用していましたが、この度改築を検討して詳しく調査したところ、申請地が農地であることに気づき転用許可を求めるものであります。そのため、始末書が添付されています。</p> <p>隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
14	<p>番号14については、申請地を譲り受け、工鉦業用の資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地はないことから問題は無いと思われま。</p> <p>なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	24番 日下部 道男	<p>5条14番について説明します。申請地は金山町菅田笹洞で、県関金山線沿いの与市野公民館付近から洞の奥へ1kmほど進んだ山際の農地です。</p> <p>譲受人は解体業を営んでおり、申請地を資材置場として利用したいため転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
<p>以上、農地第5条申請について審議をお願い致します。</p>			

(農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について)

	事務局説明		
	<p>議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用配分計画案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。</p> <p>議案のA3の農用地利用配分計画案をご覧ください。今回は権利移転が1件3筆提出されています。向かって左部分は土地所有者の情報、中央に現在利用権設定されている者、右側が新たに権利移転を受ける者として審議していただく利用配分計画案となっています。借受希望農業者1名が借り受ける計画です。</p> <p>今回は、令和元年に新規就農者として利用権設定を受けた担い手が離農するにあたり、ハウスごと引き継いで耕作を希望される農業者がみつかったため権利移転を希望するものです。</p> <p>次に今後のスケジュールについて説明します。</p> <p>本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用配分計画案を提出し、県で正式に承認され、6月30日から権利移転されることとなります。</p> <p>以上、農用地利用配分計画案の意見決定について審議をお願い致します。</p>		

(農業委員会事務の実施状況等の公表)

	事務局説明		
--	-------	--	--

議案第27号 農業委員会事務の実施状況等の公表について説明させていただきます。
この議案につきましては、農業委員会に関する法律第37条の規定である情報の公表について意見をもとめるものです。農業委員会においては、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用等により公表することが義務づけられています。
なお、この内容で承認をいただいた場合は、5月末まで（案）として公表し、農業者等から意見及び要望等を募集することとなります。月末までに意見がなければ確定版として公表し、意見があった場合は修正して、再び6月総会で決定という流れとなります。
では、内容について順に説明します。

以上、農業委員会事務の実施状況等の公表について審議をお願い致します。